

思い出を胸いっぱい詰め込んで

感動の海外体験記

市では、次代を担う中高生を海外に派遣し、その国の教育・文化などに接することで、国際感覚豊かな人材を育てることを目的として「青少年海外派遣事業」を実施しています。

平成23年度は、オーストラリア（5人）、アメリカ（10人）の2カ国へ市内の中高生15人を派遣。生徒の皆さんは、地元の同年代との交流、ホームステイなど、さまざまな意義深い体験をし、たくさんのお話を学びました。

今月号では、オーストラリアでの活動や体験の様子をお知らせします。※アメリカについては、3月下旬の派遣となります。

【問い合わせ】

教育委員会生涯学習課 ☎ 0220 (34) 2698



①オールドリッチハイスクールの生徒と一緒に、ブーメランへの絵付けを体験
②メリバラ市図書館に日本語の図書を寄贈
③ホームステイで大変お世話になったホストファミリーの皆さんと一緒に記念撮影

オーストラリア Australia

【日程】平成23年11月2日（水）～11月9日（水）

【派遣団員数】市内中学生5人

【訪問都市】メリバラ、シドニー、ブリスベンほか

【活動内容】ホームステイ、学校訪問、現地生徒・市民交流、市役所表敬訪問など



「外国人に対する対応に感動」



千葉 桜佳さん
(佐沼中2年)

海外派遣事業に参加し、オーストラリアの人々が親切に優しく接してくれたことにとっても感動しました。多民族国家であるため、日本人の感覚と違い、すんなりと外国人を受け入れてくれる差別の無い国だという事を学びました。

「英会話学習の大切さを実感」



及川 美桜さん
(佐沼中2年)

ホームステイ初日は、会話がうまくできず、四苦八苦してしまい身振り手振りでの会話するのがやっとでした。翌日からはある程度は話の内容が分かるようになりましたが、今回の研修を通して英会話の学習の大切さを実感しました。

「常にチャレンジ精神を持って」



鈴木 朝美さん
(新田中3年)

現地の人と接するたび、前向きな姿勢や気持ちに「失敗を恐れないこと」の大切さを学びました。4月から高校生として、この経験を活かし、失敗を恐れずにさまざまな事にチャレンジ精神を持って取り組んでいきたいと思っています。

「出会いによって視野が大きく」



千葉 広大さん
(中田中3年)

この研修では、見る物、触れる物すべてが新鮮で驚きの連続でした。特にホストファミリーとの出会いや生活文化などで日本との違いを実感しました。また、人や物、自然などとの出会いにより、自分の視野が大きく広がりました。

「今後の自分を成長させる糧に」



小野寺 和人さん
(米山中2年)

今回の研修では、人との交流やホームステイなどを通して、自分に欠けていた積極性を以前より身に付けることができました。今後はこの経験を活かし、何事にも積極的に参加するなど、自分自身を成長させていきたいと思っています。

3月1日以降も引き続き免除に



震災で被災された 国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ
医療費免除期間が9月30日まで延長されます

現在、震災により被災した人で免除の要件（※）に該当している人は、医療機関窓口での一部負担金（自己負担金）の支払いが免除されています。免除期間は、平成24年2月29日までとなっていました。このたびの制度改正により9月30日まで延長となりました。該当する人が3月1日以降、医療機関を受診する際は、現在交付中の一部負担金免除証明書をそのまま継続して使用できますので、被保険者証と一緒に提示してください。

【注】社会保険に加入している人は、免除期間が延長になるかどうかは医療保険者により異なります。詳しくは各医療保険者に問い合わせください。

【注1】還付の対象は、保険適用分となっています。

【注2】申請された領収書を医療機関からの診療報酬明細書と照合する作業がありますので、還付までに多少の時間を要します。

【注3】平成23年7月1日から「一部負担金免除証明書」「被保険者証」の医療機関窓口提示が義務付けられています。やむを得ない場合を除き、提示せずに受診した際は、還付の対象外となる場合がありますのでご注意ください。

⑤振込先口座（世帯主以外の場合は委任状が必要です）

【注1】還付の対象は、保険適用分となっています。

【注2】申請された領収書を医療機関からの診療報酬明細書と照合する作業がありますので、還付までに多少の時間を要します。

【注3】平成23年7月1日から「一部負担金免除証明書」「被保険者証」の医療機関窓口提示が義務付けられています。やむを得ない場合を除き、提示せずに受診した際は、還付の対象外となる場合がありますのでご注意ください。

震災で被災された 医療費助成受給者の皆さんへ

◆一部負担金の免除が優先されます
医療機関の窓口で一部負担金の支払いが免除されている人は、一部負担金の免除が優先されます。免除期間中に受診した分の医療費は、医療費助成申請書を提出してもお支払いできませんのでご注意ください。

◆3月以降も一部負担金免除証明書を提示して受診してください
国民健康保険・後期高齢者医療・全国健康保険協会に加入している人は、医療費の支払い免除期間の延長に伴い、平成24年9月30日まで一部負担金の免除が優先されるため、医療費助成を受けることができません。加入している医療保険者から交付されている一部負担金免除証明書を提示のうえ受診するようお願いします。また、国民健康保険・後期高齢者医療・全国健康保険協会以外の医療保険者については、それぞれ対応が異なります。詳細については、直接加入の医療保険者に問い合わせください。※延長のない医療保険に加入の人は、平成24年3月診療分から、医療費助成を受けることができます。

◆すでに助成した医療費の調整について
すでに支払った医療費については、医療保険者に還付請求することにより、払い戻されます。一部負担金の免除証明書の交付が遅れたなどの理由で、3月11日以降に受診した医療費の助成を受けた被災者については、医療費助成金の調整が必要となります。対象となった人には、個別に通知します。

【問い合わせ】
◆医療費助成について 市民生活部国保年金課 年金医療係 ☎0220 (58) 2166
◆一部負担金の免除について 各加入の医療保険者